

第3号様式

第4回第5次船橋市障害者施策に関する計画策定委員会会議録

(令和8年6月17日作成)

1 開催日時

令和8年5月15日(金) 14時

2 開催場所

船橋市市役所本庁舎 9階 第一会議室

3 出席者

(1) 委員

清水博和委員、米村基子委員、山田晴子委員、原亮司委員、池田則子委員、奥山裕美委員、鈴木章浩委員、上田恵美子委員、小高亮太委員、白鳥敦子委員、和田亜希子委員、佐藤裕美委員、森哲也委員、三浦みどり委員、渡邊章委員、谷和俊委員

(2) 事務局

福祉サービス部長、障害福祉課長、障害福祉課長補佐2名、障害福祉課係長6名、障害福祉課職員4名、療育支援課長、療育支援課長補佐、療育支援課係長2名、療育支援課職員1名、保健総務課長、保健総務課副主幹、保健総務課係長

(3) その他

なし

4 欠席者

小松直勝委員、瀧山浩史委員、千日清委員、小松尚也委員、塚越明委員、篠原みちよ委員、本山友行委員、犬石志保子委員、稲見節男委員、山下幸子委員

5 議題及び公開・非公開の別

議題

(1) 2. 各論 2-1、2-2の修正

(2) 2. 各論 2-3 保健・医療の推進

(3) 2. 各論 2-4 教育、文化芸術活動・スポーツ、国際交流の振興

公開・非公開の別

全て公開

6 傍聴者数（全部を非公開で行う会議の場合を除く。）

0名

7 決定事項

議題に沿って、それぞれ事務局から報告があり、質疑を行った。

8 議事

別添議事録を参照のこと

9 資料・特記事項

- ・ 資料1-1 第3回第5次船橋市障害者施策に関する計画策定委員会後の変更一覧
- ・ 資料1-2 第2回、第3回計画策定委員会のご質問に対するご回答
- ・ 資料2 2-1 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止 修正素案
- ・ 資料3 2-2 自立した生活の支援・意思決定支援の推進 修正素案
- ・ 資料4 2-3 保健・医療の推進 素案
- ・ 資料5 2-4 教育、文化芸術活動・スポーツ、国際交流の振興 素案
- ・ 参考資料1 総論 修正素案
- ・ 参考資料2 推進体制 修正素案
- ・ 委員名簿
- ・ ご意見とご回答

10 問い合わせ先

障害福祉課計画係（047-436-2307）

第4回第5次船橋市障害者施策に関する計画策定委員会 議事録

■開会

○事務局（障害福祉課長補佐）

それでは定刻となりましたので、ただ今から「第4回第5次船橋市障害者施策に関する計画策定委員会」を開催いたします。委員の皆様におかれましては、ご多忙の中ご出席いただき、ありがとうございます。

まずは、配布資料について確認をいたします。資料については事前にご連絡をしておりますが、お持ちでない方がいましたらお配りしますので、挙手をお願いいたします。

それでは、資料について確認します。

- ・次第
- ・席次表
- ・資料1－1 第3回第5次船橋市障害者施策に関する計画策定委員会後の変更一覧
- ・資料1－2 第2回第3回計画策定委員会のご質問に対するご回答
- ・資料2 2－1 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止 修正素案
- ・資料3 2－2 自立した生活の支援・意思決定支援の推進 修正素案
- ・資料4 2－3 保健医療の推進 素案
- ・資料5 2－4 教育、文化芸術活動・スポーツ、国際交流の振興 素案
- ・参考資料1 総論 修正素案
- ・参考資料2 推進体制 修正素案
- ・当日資料 委員名簿
- ・当日資料 ご意見とご回答

以上となります。不足がある方がおりましたら、挙手にてお知らせください。

なお、今回の計画策定委員会より、委員の交代がございました。ご欠席の方もいらっしゃいますので、お手元の委員名簿をもってご紹介に代えさせていただきます。

本日の会議につきましては、船橋市情報公開条例第26条に基づき公開となり、会議の傍聴のほか、会議録及び委員の氏名の公表をすることとなっております。本日の出席委員でございますが、26名中16名のご出席をいただいておりますので、第5次船橋市障害者施策に関する計画策定委員会設置要綱第5条第2項の規定により、過半数の出席となり、会議が成立しますことをご報告いたします。なお、社会福祉法人さざんか会の奥山委員につきましては、遅れて到着する旨連絡がありましたので、お知らせさせていただきます。

次に、傍聴でございますが、第5次船橋市障害者施策に関する計画策定委員会

会議公開取扱基準第3条の規定により、傍聴者の定員は5名となっております。なお、本日は傍聴希望者がおりません。

それでは、ご発言にかかる留意事項をお知らせします。ご発言の際には挙手をお願いいたします。発言の際はマイクのトークボタンを押してスイッチを入れていただき、終わりましたらボタンを押してスイッチをお切りください。また、ご発言に当りお名前を最初にお話いただくことに加え、手話通訳者がおりますので、円滑な情報保障に向け、少しだけゆっくり、はっきりとお話いただけますよう、皆様のご協力をお願いいたします。

議事に進む前に、人事異動によって事務局の職員も変わりましたので、ご紹介いたします。

○事務局（障害福祉課長）

津田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（療育支援課長）

服部でございます。よろしくをお願いいたします。

○事務局（障害福祉課長補佐）

以上となります。

これより、議事進行を渡邊委員長にお願いいたしたいと思っております。渡邊委員長、よろしくお願いいたします。

■議事（1）2.各論 2-1、2-2の修正

○渡邊委員長

それでは本日の議事次第に入りたいと思っております。

議事（1）「2.各論 2-1、2-2の修正」でございます。事務局から説明、お願いいたします。

○事務局（計画係長）

本日も皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは議事（1）「2.各論 2-1、2-2の修正」についてご説明いたします。今回の計画策定委員会から、前回までに皆様からいただいたご意見や事務局で変更を加えた内容につきまして、資料1-1「第3回第5次船橋市障害者施策に関する計画策定委員会後の変更一覧」。こちらの表を作成し、お配りしております。この表だけでは背景が伝わりにくい点について、3点だけ補足をこちらからさせていただきます。資料2、3を使いますので、よろしければお手元に

ご用意いただければと思います。

まず1点目でございますが、資料2、各論2-1の1ページ。「施策の方向性」における、虐待防止に関する記述の変更でございます。掲載箇所については、13行目でございます。資料1-1では、1番左側の番号で3番目に記載している内容についてでございます。現行計画では、「障害者虐待防止法に基づき、障害のある人に対する虐待を防止する」と記載しておりました。本計画では、令和8年4月に開設したこども家庭センター、同年7月に開設する児童相談所とも協力する旨を明記するとともに、児童虐待防止法も根拠法令として追加をしております。これは、前回の策定委員会終了後に、事務局で案を改めて整理した中での変更となります。

2点目でございますが、資料3、各論2-2の1ページで、こちらも「施策の方向性」における、意思決定支援に関する記述の変更でございます。掲載箇所は、2行目でございます。資料1-1で申し上げますと、4番に記載している内容でございます。これは、前回の策定委員会におきまして、山田委員よりご指摘をいただいた内容を踏まえた変更でございます。現行計画では、「障害のある人の意思決定を支援するため」と記載しておりましたが、山田委員のご指摘の趣旨を踏まえて、本計画では「障害のある人の、自らの意思決定を支援するため」と改めております。支援者が代わりに決めるのではなく、あくまでも障害のある人ご本人が意思決定の主体であることを、この一語を加えることで明確にしたものとなっております。山田委員のご指摘により、この計画の理念をより正確に言葉で表すことができたと考えております。

3点目でございますが、同じく資料3でございまして。各論2-2、16ページでございます。「障害のある子供への支援の充実」における、項目の統合でございます。資料1-1では、14番と16番の2つの項目にて記載している内容でございます。

本計画では、1番に記載しております「療育支援体制の整備」の、現状の取組の記述の中に、関連する各サービスの内容を集約する変更を行いました。これに伴いまして、現行計画では独立した項目として設けておりました「児童発達支援の実施」、「放課後等デイサービスの実施」、「保育所等訪問支援の実施」、「居宅訪問型児童発達支援の実施」の4項目は削除しておりますが、各サービスの内容につきましても、こちらの「療育支援体制の整備」の中にしっかりと盛り込まれておりまして、支援の縮小ではございません。関連する取り組みを整理・集約することで、支援体制全体をよりわかりやすくお示しする趣旨での変更ということでございます。

以上、3点でございます。そのほかの変更点につきましては、お手元の一覧表をご参照いただきますよう、お願いいたします。議事(1)「2.各論 2-1、

2-2の修正」の説明は、以上となります。

○渡邊委員長

ご説明ありがとうございました。

今回から、事務局が作成した、委員からのご意見と回答の一覧がございます。こちらに記載の質問やご要望につきましては回答を掲載しておりますので、事前質問で網羅されていない新たにご意見やご質問に時間をあてられるよう、ご発言いただきますと幸いです。

それでは、ただいまの説明につきましてご質問のある方、いらっしゃいますでしょうか。

○山田委員

私が出した意見に関しまして、「自らの」という一言を入れていただいて、これで非常にわかりやすく、また、私が提案した趣旨もよく酌み取っていただけて、本当にありがたいと思います。その感謝を一言申し上げたかったので、よろしく願いいたします。以上です。

○渡邊委員長

ありがとうございます。

それでは、ほかにご質問のある方はいらっしゃいますでしょうか。

○三浦委員

前に申し上げた意見を取り上げてくださり、ありがとうございます。

少し気になるところがあるのですが、障害者総合支援法に載っております、手話通訳者と要約筆記者の設置事業についてです。資料3の各論2-2、施策の方向性の「設置事業」という言葉を省いていただきたく思います。今気づいたことで申し訳ないのですが、改めて意見として申し上げたいです。「手話施策推進法に基づいて」ということではっきり載っていますけれども、設置事業ということは、もともとは総合支援法に基づくものですので、ここでは「設置事業」というのは、省いたほうが内容に即しているものではないかと思えます。よろしく願いいたします。

○渡邊委員長

ありがとうございました。

この点をご検討いただくということで、よろしく申し上げます。

ほかにご質問のある方はいらっしゃいますでしょうか。

○清水委員

事前に質問をさせていただいて、今日を迎えているのですけれども、言いそびれた点が1点ありました。

資料3、各論2-2、18ページの一番下。「放課後ルームにおける障害のある児童の受け入れ」の、真ん中あたり。「児童の障害の程度」です。これは「特性」と思うのですけれども、「程度」という言葉でいいのか。基本的に私たちは、「程度」というよりも「特性」に応じた支援というところでお話を進めています。表現としてどうなのかというところ。恐らく、前回聞き忘れたと思い、今お話しさせていただきました。以上です。

○渡邊委員長

ありがとうございます。

ではこの点についても、今後ご検討いただければと思います。

ほかにご質問のある方はいらっしゃいますでしょうか。

○三浦委員

資料3、20ページ、5番(5)です。「情報提供」というところで、聴覚障害者だけではなく、手帳を持っている人と手帳を持っていない人も含めた、広い書き方に改めていただきたいです。

もう1点あります。24ページです。(6)ですが、「意思疎通支援の充実」という項目がありますけれども、「意思疎通支援」に加えて「意思決定支援」という文言を加えてほしいです。

また、2-1「差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止」の6ページになります。手話は言語であるということ。毎年、職員の皆さんに対して、「手話は言語である」ということの意味を広く理解するために研修をしておりますが、1年に1回だけではなく、職員に対して継続した手話の研修会を継続していただきたいです。そうすると、職員の皆さんが窓口に立ったときに、「こんにちは」ですとか「ありがとう」とか、手話で表すこと。その手話を市民の皆様が見ることによって、「あっ、これが手話なのか」ということで、興味を持ってくださるきっかけになるので、ぜひ職員に対する研修、講習の継続をお願いいたします。

○渡邊委員長

その継続性がわかるような表現をご検討いただきたいということですね。この点につきましても、ご検討よろしく申し上げます。

ほかは、いかがでしょうか。

○谷委員

先ほど三浦委員からもお話があったので、それと関連をして、かつ、私の意見を踏まえた対応させていただきたいと思います。

まず、先ほど三浦委員から、「障害の手帳の有無を問わず」というように改めてほしいというご意見がありました。これについて私が第1回、そして第2回において、障害者の定義について、「これは手帳の有無を問わず、生活に支障がある者である」という趣旨を踏まえて、計画の中でも強調してほしいという要請をしておりましたが、当事者である三浦委員からお話があったので、改めて、「障害者とは手帳の有無を問わず、生活に支障がある者」だという知識を、より明確にさせていただきたいというふうに思います。これが、まず1点です。

それから2点目に、「差別の禁止」、そして「合理的配慮」という、この計画の大きな、基本的な事項にかかわることがあって、意見を述べさせていただきたいと思います。

合理的配慮、の計画の中にも「障害の有無にかかわらず」という表現が頻繁に出ています。もちろんそのとおりなので賛成ですけれども、ただ「障害の有無にかかわらず」というのは、付帯すると、「障害があっても、よりよく生きる権利を保障していく」と。そのためには合理的配慮、あるいは環境を整備するということがセットであるという考え方だと思います。

渡邊委員長が、日々講義でされていると思いますが、いわゆる平等、Equality ですね。Equality と Equity というのは、異なるものです。Equality は、「平等」です。Equity というのは、いわゆる合理的な配慮を行った「公平」です。

個別施策に入って申しわけないのですが、私の出した意見の中で、一番末尾にある国際交流事業における交流、「障害の有無にかかわらず実施する事業です」という、このA3の一覧表の一番末尾です。「障害の有無にかかわらず事業を実施します」と、これはまさに頭書きに、「障害の有無にかかわらず」と書いておりますが、Equity という概念からいけば、いわゆる障害の有無にかかわらず、合理的配慮を行い、環境調整をしていくということがなければ、決して公平にはならないのではないかと。要するに、障害者が国際交流の事業にかかわれるのか。合理的配慮や環境調整がなければ、交流はできないのではないかと。私は、それを支援していくという取り組みが、行政にとって必要ではないのかと考えています。

この単なる国際交流と、個別施策にかかわるのではなくて、計画の全般の表現にかかわると。今回、この国際交流で、「障害の有無にかかわらず」と出ました。ただこの国際交流の用語を、「障害の有無にかかわらず、雇用施策を進めます」、「雇用を進めます」。あるいは「障害の有無にかかわらず、教育を進めます」と

という言葉で終わっていけば、雇用や教育は進められないのではないか。「障害の有無にかかわらず、平等に雇用します」と言ったところで、障害者雇用が進まないのではないか。教育もそうです。環境整備を行わなければ、共に生きる教育はできないと思います。

そういう意味で、個別施策だけではなくて、「障害の有無にかかわらず」という用語は、合理的配慮と環境整備というものとセットであるという考え方を、この計画の中にも、より強調していただきたいと。その国際交流においても、同様な趣旨で、いろいろ補強すべきではないかと考えています。

次に、3つ目に障害者本人が望む暮らしについてですが、この意見の中にも出しましたが、障害者の意識調査において言えば、地域で暮らしたい、親元で暮らしたい。あるいは、独り暮らしで暮らしたい。これは第2位です。両方とも地域で暮らしたいと、在宅で暮らしたいです。最後に4位が、入所施設となっている。これについては、千葉県の各市の意識調査を見ましたが、ほぼ同様な調査結果です。障害者は、基本的に地域で暮らしたい、在宅で暮らしたいというのが、第1点目なので、これを尊重するような施策をより充実化していただきたいと思います。

1つご紹介すると、直近の障害者意識調査で新宿区が行った調査がありました。これを見ると、「必要に応じてサービスを利用しながら、地域で在宅する生活を継続する」という設問を立てていました。サービスを活用しながら地域で暮らす。これは49%です。第2位の「グループホームで生活する」が7.8%。大きな差があります。この「サービスを利用して、地域で暮らせる」というような設問にすれば、さらに大きな地域で暮らしたいという望みを、障害者は表明しているわけです。そういった意味で、この意識調査を十分に施策の中で、少し充実していただきたいと考えています。以上です。よろしくをお願いします。

○渡邊委員長

ありがとうございます。

大事な点だと思います。やっぱり、環境の整備、充実させるということを表現の中に読み取れるような形で、ご検討いただければと思います。

ほかは、いかがでしょうか。

■議事（2）2.各論 2－3保健・医療の推進

では次の議題に進んでいきたいと思います。「2.各論 2－3保健・医療の推進」でございます。事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局（計画係長）

それでは議事(2)「2.各論 2-3保健・医療の推進」について、2点ご説明いたします。お手元の資料番号については、4番です。資料4をお開きください。

1点目ですけれども、こちらは施策の方向性の段落順序の変更でございます。第4次計画では、「障害の有無にかかわらず、すべての市民の健康の保持・増進を図る」という内容を、比較的早い段落で記載をしておりました。第5次計画では、まず障害のある人に関する記述をまとめてお示ししたうえで、全市民を対象とした健康増進の内容を、そのあとに配置する構成に改めております。内容の並びを整理することによって、読み手の方が理解しやすい順序にしたものでございます。

2点目につきましては、8、9ページ、5番に記載させていただいているところでございます。医療費の負担軽減の取組内容における、表現の変更でございます。第4次計画では、取組の背景として「精神障害者の増加」と記載をしておりましたが、第5次計画では「精神疾患の治療が必要な方の増加」と改めております。これは単なる言い換えではなくて、障害という属性で対象者をとらえるのではなく、治療の必要性という観点からとらえ直しをしたものでございます。表現の背景にある考え方の変化として、ご確認をいただきますと幸いです。

はい。以上2点でございます。議事(2)「2.各論 2-3保健・医療の推進」の説明は、以上でございます。

○渡邊委員長

ありがとうございました。

ただいまのご説明につきまして、ご質問のある方はいらっしゃいますでしょうか。

○山田委員

「保健・医療の推進」のところで、意見を出させていただきました。それが一覧表の中の、ご意見とご回答の16番になります。

保健・医療に関して、詳しくいろいろな項目でご説明いただいている中の、どこに当たるかはわからないんですが、障害のある子供を持って、まず乳幼児健診や相談等に家族がかかります。その専門職の役割がいかに重要かということ、どこかに書き入れていただきたいという要望で出しました。

これは、私自身の経験、もう40年も前になりますが、ダウン症の息子が生まれたときに、やはり最初にお医者さんに検査の結果を告げられました。その結果を告げられたということは、やはり家族にとっては大変衝撃でございまして、私などはその小児科のお医者さんの前で一瞬目まいを感じたぐらいでした。その

ような経験をしました。でも、そのときにそのお医者様がすぐに言ってくださったことで、救われました。私は、その障害のある息子の上に2人子供がいますが、その先生が、「上のお子さんたちと同じようにかわいがって、大事に育ててあげてください」と言ってくれました。この言葉が本当に救いになって、私も元気を取り戻して、家族で子供をかわいがっていくことができました。

こうしたお医者さんのお力と、また正反対の経験もしました。ちょうど3カ月経ちまして、検診がございます。その検診に子供を連れて行ったときに、お母さんたちが子供と一緒に並んでいるわけです。健常の赤ちゃんたちにとっても温かい言葉をかけていたその小児科の先生が、私の息子の番になったら、途端に一言も言葉を言わなくなってしまいました。それで、顔も何か険しい顔になって、診察室の雰囲気ガラッと変わってしまいました。ほかのお母さんも、「一体どうして、こんなにシンとしちゃったんだろう」という感じでこちらを見ているというような、本当にいたたまれない経験をいたしました。

そのとき、私自身はもう息子を受け入れる気持ちになっていましたので、がっかりするというよりは、この子だけ、どうしてこんな扱いをされなければいけないのかとむしろ憤りを感じました。ですが、それをその場で先生に言うことはできずに、診察室を黙って出ました。もしこのときに受け入れるか、受け入れないか、障害のある子を持って悩んでいる、迷っている母であれば、さらに打ちのめされることだと思います。

ですから、医師の障害に対する見方というものが、非常にその当事者家族に大きな影響を与えるということをよく自覚していただきたい。これはお医者様だけではなくて、例えば1歳半とか、いろいろな検診のときに担当する保健師さん、それから看護師さんなど、さまざまな方がかかわってくださりました。やはり温かく本人家族を支えていただきたい。むしろ、その方たちが率先して障害を受容して、「この子の命は大事なんだ。ほかの子と変わらないんだ」という思いで、その障害のある子供と、その家族に接していただきたい。そうすれば家族は励まされ、そのあと子供を頑張らせて育てていこうという気持ちになれると思います。

このことを、どのように表現したらいいかわからないのですが、かかわる専門職の方々の姿勢として、ぜひ受けとめて、書き入れていただきたいと思います。以上です。

○渡邊委員長

とても重要な点であると思います。検診や相談等にかかわる専門職の方々のかかわり方で、相当ご家族のお気持ちなどは、とても影響を受けるとお思いますので、とても重要な点であると思います。例えば、この専門職の方の研修などが関係することかと思えます。相談の質を高めていくことなどを、何か書き込めない

かとか、表現できないか、事務局さんのほうでご検討いただけますでしょうか。

○山田委員

ありがとうございます。

○渡邊委員長

ほかに、ご質問等ございますでしょうか。

○佐藤委員

山田さんがおっしゃったことにもし添えられるのであれば、医療に関して言えば、必ずしも子供さんだけじゃなくて、大人になって、例えば受診する際に、どうしても待合室で待ってられないとか、大きい声を出してしまったりといったときに、その場にいる看護師さんだったり、先生も含めて、障害の特性ということを知っていただきたいし、周知していただけるのであれば、ありがたいと思います。

○渡邊委員長

その障害の特性について、より理解を促進するような、例えば、そういう専門職の養成や研修などで表現できないかご検討いただければと思います。

○山田委員

佐藤さん、ご意見ありがとうございます。少し補足をさせていただきました。

これも小児科の先生のご発言ですが、子供に関するいろいろなイベントに、私どもの NPO のメンバーが参加したときに、ある小児科の先生がこのようにおっしゃったそうです。これは2、3年前のことですが、保育園に障害のある子が入園したいということ巡って、いろいろお話し合いなどをしておりました時期です。そのときに、障害のある子の保育園入園を巡って、その小児科の先生のおっしゃったことは、「障害のある子も保育園に入園するのはいいことなんだけれども、障害のない子供たちの活動が制限される」というようにおっしゃったそうです。それを聞いた私どものメンバーは、「非常に残念だ」ということを言っておりました。

私も非常に残念であるのは、このインクルーシブ保育の意味について、この先生は、ご理解がなかったのではないかと思います。インクルーシブ保育というのは、障害のある子もない子も、本当に共に学ぶことがたくさんあり、大変大きな経験をして、成長していけるものです。ただ、そのことに関する何か誤解が、医学界にもあるのか。全体とは申し上げません。たまたまこの先生のお話だった

かもしれませんが、少なくとも保育園の方々にも、そのようなお考えを聞いたこともあります。ですから、この計画全体が「インクルーシブルな社会を目指す」というものであるならば、それが一体、実際にどういうものなのか。それを前向きに進めていくためにどうしたらいいのかということを研修していただき、認識していただきたいなと思います。以上です。

○渡邊委員長

先ほども、「環境の整備の重要性」という谷委員からのご意見がありましたけれど、環境整備も非常に重要であるという認識が表現できるような文言をご検討いただければと思います。ありがとうございます。

ほかには、いかがでしょうか。

○三浦委員

先ほど、山田委員のお話をお聞きしまして、自分が聴覚障害を持っておりますので、私自身も経験があります。病院に行ったときに、聞こえないということを受付の方に申し上げました。そのときに、「日本語がわからない方はお断り」と言われたことがあります。「日本語がわからない人」と私は見られました。外国人もだめ。どういう意味でしょうか。「日本語が通じないということで、診察が受けられない」というような同意書を渡されて、はんこを持っていませんでしたが、「それを読んで、名前とはんこをお願いします」と言われました。どうしてそのようなものを書かなければいけないのか、意味がわからなかったです。

私は、日本語については、少しは勉強しているつもりです。日本語がわからない人というように言われて、「筆談をお願いします」と言いましたが、「筆談もだめ」と言われたことがあります。非常にショックでした。何ででしょう。疑問を持ったまま、病院から帰ってきました。そういうことがありました。

船橋市医師会の方に言いました。そのときには驚かれて、「検討します。申し訳ありませんでした。」というお返事をいただきましたけれども、医療関係の専門職の方々の意識を変えていただかないといけません。昔とは違います。教育も、言語についても、とても進んでいます。健常者の皆さん、みんな音が聞こえますが、私たちは聞こえないです。言葉もわからない。見るだけ。「筆談もだめです」と言われた意味がわかりません。そういうことははっきりと申し上げたいと思います。専門職の方々の知識、認識を変えていただきたいということを、お願いしたいと思います。

○渡邊委員長

とても重要な点であると思います。この専門職の方々の意識をより高めてい

く専門職の養成の必要性。それから、いろいろな研修です。そういったところで、理解を一層促していく。そういう取り組みの重要性がどこかに表現できるように、大変申し訳ございませんが、ご検討をお願いしたいと思います。

ほかにご意見等、ございますでしょうか。それでは、次の議事に行きたいと思っております。

■議事(3) 2.各論 2-4 教育、文化芸術活動・スポーツ、国際交流等の振興
○渡邊委員長

引き続き、議事(3)「2.各論 2-4 教育、文化芸術活動・スポーツ、国際交流等の振興」につきまして、事務局からご説明お願いいたします。

○事務局(計画係長)

それでは、議事3「2.各論 2-4 教育、文化芸術活動・スポーツ、国際交流等の振興」についてご説明します。こちらでは、3点ご説明をさせていただきます。お手元の資料については、資料5をお開きください。

1点目は、1ページにございます、施策の方向性における「文化活動」という表現を、「文化芸術活動」へ変更したことでございます。現行計画では、「文化活動、スポーツ・レクリエーション」と記載をしておりましたが、本計画では障害者による文化芸術活動の推進に関する法律、こちらに基づく表現に合わせさせていただいて、「文化芸術活動、スポーツ・レクリエーション」と改めております。これに伴い、この法令を初めとした関係施策を推進する旨を施策の方向性に明記いたしました。

2点目につきましては、2ページの4番目でございます。「特別支援学校及び特別支援学級における教育の充実」に、新たな内容を追加いたしました。現行計画では、現状やその取り組みについて、1つ目に個別の教育支援計画等の活用、2つ目に支援員の配置の、2点を記載しておりましたが、本計画では、就学前から卒業後までの一貫した支援体制を明確にするため、この2つの「現状1」と「現状3」の間の部分に、「現状2」として1項目追加をさせていただきました。国の第5次障害者基本計画が求める、就学前から卒業後までの切れ目ない支援の方向性を踏まえて、引き継ぎのための連絡表や個別の教育支援計画、個別の指導計画を活用して、学びの場が変わっても切れ目なく支援が受けられることを、わかりやすく記載いたしました。

3点目は、14ページに記載がございます新規追加項目です。「障害福祉施設における鑑賞・体験機会の拡充」でございます。この計画は、本計画からの新規の取組でございます。これまで一部の障害福祉施設では、催し物の際にアーティストを招いた鑑賞・体験の機会が設けられておりましたが、その情報が届いていな

いことも多いといった状況がございました。本計画では、市ゆかりのアーティストを登録したアーティストバンクを活用して、より広く障害福祉施設において文化芸術に触れる機会を提供できるよう、取り組むものでございます。

こちらの項目に対する事業は、令和8年度、つまり今年度から始まるものとなります。具体的な内容とか実績はこれからの話でございますので、現時点ではお伝えが難しい状況ではございます。以上、3点でございます。

議事の3番、「2.各論 2-4教育、文化芸術活動・スポーツ、国際交流等の振興」の説明は、以上でございます。

○渡邊委員長

ご説明、どうもありがとうございました。

ただいまのご説明につきまして、ご質問のある方、いらっしゃいますでしょうか。

○山田委員

「ご意見とご回答」の20番に出した点でございます。ページで言いますと「特別支援教育コーディネーター等相談担当者への研修の充実」というものがある、8ページになります。

今、教育は大きく言いますとインクルーシブ教育システムというシステムと特別支援学校や支援学級が含まれるという、日本はそういった形を取っております。でも教育の前提というのは、「障害のあるお子さんが、どこにいても必要な配慮が受けられる」。それはもちろん支援学校でも、支援学級でも、また通常学級でも受けられるという、そこに教育システムの特徴があると思います。

しかし、どうしても通常学級のところが弱くなっております。それで、通常の学校の中で障害のあるお子さんがいたときに、特別支援教育コーディネーターという先生方が、各校に1人ずつ決められていますですが、このコーディネーターの方の役割が非常に大きくなってくると思います。例えば、通常学級の先生方が全員、障害のあるお子さんへの理解、その特性の理解等があるかどうかということ。これは少し厳しいかもしれません。そういうときに、特別支援教育コーディネーターの先生がお力を発揮し、それらの先生の相談に応じ、また子供たちが学校生活で困っていたらその相談に応じ、そこでその課題解決を図っていただける。

私は、いろいろな学校にご相談で行きましたが、コーディネーターの先生がお力を発揮しているところは、大体よい方向性が見えてきて、お子さんが困っている課題が解決していくというところを目の当たりにしてきました。ですから、そのお役目にここで焦点が当たっておりますので、その先生の役割を充実させて

いただきたいというところを、計画に書き加えていただきたいというお願いです。

もう1点、どうしてもインクルーシブ教育システムということで、障害のあるお子さんが必要な配慮を受けられる場所へ。つまり分離された場所で学んでいるというお子さんが多数いらっしゃいます。そういう状況の中で、インクルーシブな環境をどう整えていくのかということは非常に重要であると思えますし、それと同時に障害というもののとらえ方があります。障害は、「通常から比べて、できることができない。能力が低い」というような見方。その見方で障害のあるお子さんを見てしまいますと、「どうやってその力を伸ばしていくのか。伸ばさなければ普通の生活ができない」という発想に、どうしても近づきがちです。

特に家族が、先生方から「もう少しここが伸びるといいですね」なんて言われたときに、自分の子供を「何としても、いろんなことができるようにしなければいけない」という気持ちに駆られて、それが非常にお子さんへのプレッシャーになるという、そういう相談も数多く受けてきました。ですから、障害のあるお子さんがまず、それぞれの通常学級、特別支援学校、特別支援学級でもありのままに生活し、その中で必要な支援を受けられる。その中で無理をせず、いろんなことができるように徐々に伸びていく。そういった見方をしていただきたいと思うわけです。

したがって、ここの要望事項の用紙に書きましたけれども、インクルーシブ教育の記述が、障害のある子供側に適応を求めるようなものにはならないでほしいということです。障害のある子供に求めるのではなく、環境に求めるべきであるというところを強調して発言させていただきました。以上です。

○渡邊委員長

とても重要な点であると思えます。先ほどから出ておりますが環境の整備として、困っている人が努力するといった方向よりも、周りの環境をしっかり整備していくことの重要性。先ほど谷委員もおっしゃいましたけれども、環境整備していくことの重要性というのが、やっぱりいろんなところに滲み出ていく、そういったような表現をご検討いただければと思います。

はい、ほかはいかがでしょうか。

予定していた議事は以上になります。とても重要なご意見を、今日もいただいたと思います。1つは、環境の整備がとても重要であるということです。それを進めていくということが障害のある方の生活の質を高めていく、生活を向上させていく、とても重要なことだと思います。

それから、いろいろな場所で支援にあたる方、医療・福祉・教育、その専門職の方々の影響力がとても大きい。そういったところの養成・研修の質を高めてい

くことの重要性。そこがとても重要であるという認識があったと思います。そういったこともこの計画の中で、いろんなところで盛り込めないか、ご検討いただければと思います。

ほか、ございますでしょうか。

○山田委員

たびたび申し訳ありません。

いろいろ意見を申し上げてまいりましたが、その中で「ご意見とご回答」の11番の医療的ケア児の受け入れの問題、それから19番に出しました保健・医療の推進のところなど、この計画に反映させていただきまして、前にも申し上げましたが、大変ありがたいと思っております。つたない意見ですけれども、それを少しでも取り入れていただけるということは、私たち委員の大変励みになりますし、障害福祉課の皆様と私たち市民からの委員が、ご一緒にこの計画をつくり上げているのだという実感を持つことができます。これからもまた頑張って、よい意見を出していきたいなと思います。どうもありがとうございます。以上です。

○渡邊委員長

ありがとうございます。この資料も、大変な資料作成を障害福祉課の方々が頑張ってくれましたので、ご尽力に感謝したいと思います。

ほかは、何かございますか。

○三浦委員

三浦です。少し前に戻って恐縮ですが、資料2、2-1の14ページについてです。

毎年9月23日、この日が「手話の日」となりました。国の法律で決まっていたいただきました。船橋市に協力していただきまして、フェイスビルの連絡通路にありますデジタルサイネージで、「手話の日」という表示を出していただきまして、ありがとうございました。

去年の12月、障害者週間がございました。新船橋のイオンモールで手話講習会の機会をいただきました。参加者は30名にも及びました。1時間半でしたけれども、評判がとてもよかったです。これは1回で終わるのではなく、先ほどもお話ししましたように継続することが大事ではないかなと思います。そのことを、ここの項目のほうに入れていただければと思ひまして、お話しさせていただきました。よろしく願います。

手話が特別扱いと言うことではなくて、手話は私たちの命となる言語です。私たちは、さっき谷委員もおっしゃっていましたが、環境整備が大事という

ことですね。障害あって当たり前という環境、手話通訳者が今日も2人おられますけれども、これは2時間だけなんですね。365日、24時間、手話通訳者が一緒にいるわけにはいきません。どこにでも手話ができる人がいてくれれば、私たちは安心した生活ができる。出かける、スポーツも、いろいろな活動に参加できます。市民の皆様にも少しでも、あいさつだけでもいいです。手話を身に着けていただければ、本当にありがたいなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○渡邊委員長

その継続性の大切さという、そういったところが、いろんところで滲み出るような表現をちょっとご検討いただければと思います。

○谷委員

先ほどから、渡邊委員長や三浦委員からのお話で、環境の整備ということで強調していただいて、大変ありがとうございます。

改めてご意見を申し上げますと、要するに合理的配慮というのは、配慮にとどまらず、環境を整備するというのが合理的配慮の真意です。先ほど言ったように、Equity「公平」とは、環境の整備あってこそ公平である。この趣旨を、改めて具体化していただけるよう、お願いしたいと思います。

それから、2点目です。先ほどからお話ししている専門職の意識の問題です。これは背景に、優生思想があると私は考えています。優生思想があるから、そうした具体的な行動につながっていくと。したがって、そのような意識の専門職あるいは行政職員の意識の改革というのは、優生思想というのに焦点を当てて、優生思想から脱却するんだという趣旨を持って対応していただきたいという要望です。

それから、続いては質問ですけれども。厚労省は、去年から「つなぐ窓口」というのを試行的な事業で始めていますけれども、まず船橋市は、こういう「つなぐ窓口」について行っていますかと。あるいは、行っていないとすれば、検討をしていますか。

ちなみに「つなぐ窓口」というのは、差別や虐待等につないでいく総合相談的な窓口で、厚労省が去年から、差別そして虐待に力点をおいた窓口として、試行的に開設をしています。この計画の趣旨からいけば、船橋市としてもそのような窓口を推進したほうがいいのではないかと思いますので、まず質問として、船橋市では窓口事業はやっているのかやっていないのか、それとも検討中なのかどうなのかということについて教えてください。以上です。

○渡邊委員長

ありがとうございます。

相談体制の充実の一環として、そういった窓口についてはいかがでしょうか。何か情報をお持ちの方、いらっしゃいますでしょうか。

○事務局（計画係長）

ご質問、ありがとうございます。

おっしゃるとおり、いろいろな主体、関係機関等もあると思うので、この場で少し具体的なお話しというのは、今はできませんが、虐待等に対しては、通報を受けて、自立支援協議会でも、私どもは説明、対応させていただいています。引き続きよろしくお願ひします。

○渡邊委員長

その関係の情報なども集めていただいて、もし何か情報ありましたら、ご提供いただければと思います。

ほかに、ございますでしょうか。

それではですね、とても今日も活発にご意見いただきまして、ありがとうございました。以上で本日の議事事項は終了いたします。

最後に事務局から、事務連絡をお願いいたします。

○事務局（障害福祉課長補佐）

今回の第5次船橋市障害者施策に関する計画策定委員会について、ご連絡します。「第5回第5次船橋市障害者施策に関する計画策定委員会」は、令和8年6月26日金曜日、14時からの開催を予定しております。正式な通知と議題については、後日、皆様にご案内させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

それではこれを持ちまして、本日の会議を終了したいと思います。ありがとうございました。